

意見書案第 16 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者	佐 藤 弘
	浜 奥 修 利
	改 田 勝 彦
	中 田 一 子
	森 脇 謙 一

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、国及び政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と香害啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における合理的配慮の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた

室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年10月5日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

財務省

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

環境省

消費者庁

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 17 号

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化
を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘
浜 奥 修 利
改 田 勝 彦
中 田 一 子
森 脇 謙 一

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

令和8年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っている。

一方で、7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、多様化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、国及び政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

総務大臣

防災庁設置準備担当大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 18 号

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘
浜 奥 修 利
改 田 勝 彦
中 田 一 子
森 脇 謙 一

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書

物価高騰が続く中、公的年金の給付額については物価スライド制に基づき増額改定が行われている。しかしながら、住民税の非課税限度額は物価スライド制が導入されておらず、年金収入が僅かに増加した結果、非課税限度額を超えてしまい、これまで非課税世帯であった高齢者層が課税世帯へ移行する事態が全国で相次いでいる。

これにより、住民税の課税が発生するのみならず、介護保険料の段階が引き上がって大幅な増額（1.5倍以上等）となったり、介護保険施設等における補足給付（食費・居住費の軽減）や高額介護サービス費の優遇措置が受けられなくなったりするなど、連動する社会保障制度上の負担が一気に跳ね上がる現象が生じている。

結果として、年金の支給額が僅かに増えたにもかかわらず、手取り額や実質的な生活費が大幅に減少するという制度の狭間による逆転現象が引き起こされており、物価高に苦しむ生活現場において極めて理不尽で過重な負担を強いる結果となっている。

年金額の改定が物価高騰への対応を目的としているにもかかわらず、税制や社会保障制度の境界線（壁）が据え置かれていることによって生じるこの問題は、制度設計上の重大な不備であり、一刻も早い是正が必要である。

よって、国及び政府においては、国民の安心と安定した生活を守るため、下記事項について早急に是正措置を講じるよう強く求める。

記

1 住民税の非課税限度額等の見直しと物価連動

年金額の物価スライド改定に合わせ、住民税の基礎控除額及び非課税限度額を柔軟に引き上げるなど、年金微増のみを理由として不利益が生じない制度構造へと是正すること。

2 介護保険料等の急激な負担増を防ぐ経過措置の早期導入

非課税世帯から課税世帯へ移行した直後の層に対し、介護保険料や介護サービス自己負担額の急増（崖）を緩和する漸減的な調整措置や経過措置を直ちに講じること。

3 逆転現象の解消を図るための早期の制度見直しと実行

制度見直しの検討に当たっては、先送りすることなく、次期制度改正・予

算編成において迅速に対応すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

厚生労働省

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 19 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

地域の中小業者は、地域経済を担い、その経営は中小業者の家族全体の労働によって支えられている。政府も中小企業憲章（2010 年 6 月 18 日）を制定し、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役と位置づけた。とりわけ家族経営は地域社会の安定をもたらすと積極的に評価しており、家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって地域社会を支えている。家族経営に従事する女性は積極的に地域活動にも参加し、コミュニティを育む地域貢献にも力を発揮している。

ところがこうした家族経営に従事する女性など家族の働き分を税法上、必要経費と認めない所得税法第 56 条は、家族経営に対する差別と偏見に基づくものであり、家族経営に従事する女性をはじめとする家族の役割を否定し、その地位を低下させている。

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従事者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めないことを規定している。白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間 86 万円、家族が年間 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。また厚生労働省は「国民健康保険の傷病・出産手当は給与に対する所得保障という考え方に基づいている。自営業者の所得を正確に把握することが難しい」ことを理由に挙げて国民健康保険について傷病・出産手当を法定支給にしていない。所得税法第 56 条を廃止して家族従事者の働き分を認めれば、所得は把握できる。そもそも所得税法第 56 条の根底にある家父長制に縛られた慣習や女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わないという考えた方が放置され、男女格差を助長させてきた。このように自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を被っている。そのため後継者育成にも大きな妨げとなっており、ひいては人権問題とも言える。

政府は「青色申告にすれば給与を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言うが、青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める特典でいくつもの義務が課され、税務署長の裁量によって取り消されることもある。家族一人一人の働き分を認めたものとは到底言えない。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は、必要経費として認めるべきである。

世界の主要国は、家族従事者の給料を経費とするのは当然としている。所得税法第 56 条の問題は、2009 年に開催された国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の審議で初めて取り上げられ、以降その理不尽さが明らかにされてきた。2024 年の総括所見では、「所得税法第 56 条が農村・商工自営業の女性たちの経

済的自立を妨げる差別的法規である」ことが指摘され、日本政府に対し、「家族経営企業での女性の労働を認めるよう所得税法第 56 条を改正すること」と勧告した。これは所得税法第 56 条廃止の正当性が国際社会からも認められたと言える。

よって、国及び政府においては、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等の観点からも人権問題として差別的税制を放置せず、家族従業者の労働の社会的評価並びに働き分を正當に評価するため、所得税法第 56 条を速やかに廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

法務大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 20 号

米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書

2023 年産米不足からこの 2 年、価格高騰に見舞われた。ところが 2026 年産米の収穫が始まる中、米価の低落傾向が顕著となり、米産地では深刻な不安が広がっている。

刈り入れ時期を迎えた産地では、農協が概算金（収穫期に農家に支払う金額）を示しはじめているが、軒並み 1 俵（60 キロ）2 万円以下で、昨年と比べ 1 万円前後低い水準となっている。政府が認定した平均 2 万 535 円の生産コストの指標を大幅に下回り、資材の高騰も加わって、大規模経営も含めて赤字になるとの危機感が広がっている。

直接的な原因は、米の民間在庫がかつてない規模に膨れ上がっていることにある。6 月末の適正在庫は最大 200 万トンとされるが、今年は 240 万トンを超え、米価大暴落を引き起こした 21 年産米よりさらに大きくなる見通しとされている。このまま米価が暴落すれば米農家が激減し、かえって米不足・価格高騰が常態化しかねない。

2026 年産の米価下落に歯止めをかける当面のカギは、放出した備蓄米を早急に買い戻し、過剰な在庫を減らすことである。備蓄米の買い戻しは、米の安定供給、食料の安全保障からも緊急課題である。政府はミニマムアクセス米を当然のように備蓄米として使用することを公言しているが、政府自身が適正水準とする約 100 万トンを下回り、世界的に頻発する自然災害の下、不作、災害などの緊急事態に対応できない量であり一刻も早く回復すべきである。

こうした状況の中、政府は 2026 年産米の価格下落を避けるために、生産者に主食用米の新規需要米等への転換を押しつけていたが、令和 8 年 9 月 1 日に食料安全保障の観点から 2025 年に放出した備蓄米について、21 万トンの買い戻しを実施することを表明した。農林水産省は今回の買い戻しとは別に、2026 年産米について買い入れの入札を実施し、約 21 万トンを備蓄米として確保している。一方で現在備蓄している 2020 年産の 15 万トンは長期間が経過したため飼料向けなど非主食用として販売するとし、こうしたことを通じて備蓄量は約 60 万トンになる見通しだとしているが、政府の適正水準である 100 万トンには及ばない。

また根本的な日本の米生産を持続可能なものにする政策が打ち出されていない。市場任せの食糧法の発足以来 30 年、生産者米価は低落を続け、生産費を償えない低米価に米農家は苦しんできた。これでは大多数の営農が成り立たなくなり、大量の離農を生み出し、米の生産基盤が弱体化して、令和の米騒動の一因にもなったことを教訓にすべきである。

2026 年産米の価格が暴落することになれば、規模の大小にかかわらず、全国

で離農が加速することが危惧され、生産者だけでなく国産米を手頃な価格で食べたい消費者の願いにも反する事態を生みかねない。

よって、国及び政府においては、日本の米生産を持続可能なものにするために、国が主食米の価格と需給に責任を持ち、米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価暴落を阻止するための下記を取組を早期に着手することを強く求める。

記

- 1 食料安全保障の観点から適正水準である 100 万トンの備蓄水準を早急に復元するとともに、需給環境を改善し、米価下落を阻止すること。
- 2 ミニマムアクセス米の前倒し輸入を止め、備蓄米として利用しないこと。
- 3 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障制度の整備と国の需要コントロールを有効なものにすること。
- 4 民間流通在庫が近年にない高水準となっており、集荷・流通業者への支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 21 号

比例代表のみの定数削減に反対し、選挙制度全体の丁寧な議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘

杉 浦 智 子

改 田 勝 彦

林 ま り

比例代表のみの定数削減に反対し、選挙制度全体の丁寧な議論を求める意見書

令和 8 年 6 月 24 日、衆議院議員の定数削減に関する法律案が衆議院に提出された。同法案は、衆議院議長の下に設けられた各会派による選挙制度に関する協議会において 1 年以内に結論が得られない場合には、比例代表の定数のみを 45 議席削減し、現行の 176 議席から 131 議席とする措置を定めるものであり、第 221 回特別国会では成立に至らず、継続審議となっている。

主権者である国民の厳しい視線に応え、国会議員の定数の在り方や議会改革について国会で議論を尽くすことの必要性は、十分に理解するものである。政治に対する国民の信頼を回復するため、真摯な検討が行われること自体は極めて重要であると認識している。

しかしながら、多様な民意の反映を担う比例代表の定数のみを削減することには、議会制民主主義の観点から賛同することはできない。現行の小選挙区比例代表並立制は、平成の政治改革において、民意を集約する機能を持つ小選挙区と、得票に応じて議席を配分し幅広い民意を反映する比例代表との均衡をめぐり、与野党が長期間にわたって議論を重ねた末に、両者の定数を 3 対 2 の割合とすることで合意し、導入されたものである。小選挙区は多数派に議席が集中しやすく多くの死票を生む一方、比例代表は、小選挙区ではすくい上げることが難しい少数意見や、福祉、環境など様々な分野の声を国会に届ける基盤となっている。比例代表の定数のみを約 4 分の 1 削減すれば、衆議院の総定数に占める比例代表の割合は約 38% から約 31% へと低下し、この均衡が大きく崩れることとなる。その結果、民意と議席の乖離が拡大し、政治の多様性が損なわれるなど、選挙制度の性格そのものを変えてしまうおそれがある。

選挙制度の見直しは、単なる数の削減を自己目的化すべきものではない。国民の価値観が多様化し、多党化が進む今日にあっては、民意をできる限り正確に反映する選挙制度はどうあるべきかという観点に立ち、令和 7 年国勢調査の結果に基づく選挙区の改定も控える中において、小選挙区制の課題や一票の格差の問題も含めた選挙制度全体の構造的な見直しと一体で、定数の在り方を議論すべきである。

また、選挙制度は議会制民主主義の根幹をなすものであり、全ての政党・政治家に共通するルールである。あらかじめ削減数と期限を定め、協議が整わなければ自動的に定数を削減するという手法は、熟議を尽くすべき立法府の在り方にそぐわず、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得るべきである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項についての対応を強く求める。

記

- 1 比例代表の定数のみを削減する措置を見直し、多様な民意や少数意見の国政への反映を損なう方法をとらないこと。
- 2 衆議院議員の定数の在り方については、数の削減ありきではなく、小選挙区制の課題や一票の格差の問題を含め、選挙制度全体の構造的な見直しと一体で丁寧に検討すること。
- 3 一定の期限までに結論が得られない場合に定数を自動的に削減する手法によらず、衆議院選挙制度に関する協議会において熟議を尽くし、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 22 号

非核三原則の堅持を国内外に明確に示し、核兵器のない世界実現に向け主体的役割を果たすことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘

杉 浦 智 子

改 田 勝 彦

林 ま り

非核三原則の堅持を国内外に明確に示し、核兵器のない世界実現に向け主体的役割を果たすことを求める意見書

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議等によって確認されてきた我が国の不変の国是である。

近年の国際情勢においては、安全保障環境の緊迫化に伴い、非核三原則の見直しや核共有を巡る議論が取り沙汰される場面が見られる。また、安全保障関連文書の運用・議論の中でも、非核三原則の扱いや位置付けに対する国民的な関心が一段と高まっている。

このような情勢下において、被爆国日本が非核三原則をどこまで重んじるのかについて、国民に不安や疑念を生じさせるような姿勢は避けなければならない。同原則の堅持なくして、核兵器廃絶を国際社会に訴える我が国の道義的基盤は揺らぎかねない。日本は、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮プロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で明確に示す責任がある。

一方、国際社会では、核保有国と非保有国の対立や安全保障上の懸念により、核軍縮の機運が停滞しかねない危機的状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力とし、核軍縮・核不拡散体制の強化に向けて主体的な役割を果たしていくことが強く求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く求める。

記

- 1 非核三原則を、我が国の不変の国是として今後も堅持することを改めて明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して一貫して発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的な対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。
- 3 核兵器禁止条約（TPNW）の理念を共有しつつ、締約国会議等へのオブザーバー参加や積極的な対話の機会を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に貢献す

ること。

- 4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相を次世代へ確実に継承するため、被爆者支援の継続・拡充とともに、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業や平和教育を一層充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長 あて